

登録番号	第 2 4 9 号	氏名又は名称	有限会社 ヤマダ商会
作成日	R 6 / 4 / 1	作成日	1: R 7 / 9 / 4 2: / / 3: / /

別表 7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）													
	(○) 単独の判断	() 団体による判断												
	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 <table border="1"> <tr> <td>出航地の波高</td><td>1.5</td><td>m以上</td></tr> <tr> <td>出航地の風速</td><td>10</td><td>m以上</td></tr> <tr> <td>出航地の視程</td><td>500</td><td>m未満</td></tr> </table> ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき ・その他 ()	出航地の波高	1.5	m以上	出航地の風速	10	m以上	出航地の視程	500	m未満	出航中止の判断は、以下のとおり行います。 ①出航中止を判断する団体名 ②上記団体の代表者、連絡先 <table border="1"> <tr> <td>代表者</td><td></td></tr> <tr> <td>連絡先</td><td></td></tr> </table> ③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり ④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり	代表者		連絡先
出航地の波高	1.5	m以上												
出航地の風速	10	m以上												
出航地の視程	500	m未満												
代表者														
連絡先														
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき <table border="1"> <tr> <td>漁場における波高</td><td>2</td><td>m以上</td></tr> <tr> <td>漁場における風速</td><td>10</td><td>m以上</td></tr> <tr> <td>漁場における視程</td><td>500</td><td>m未満</td></tr> </table> ・落雷のおそれがあるとき ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき ・その他 ()		漁場における波高	2	m以上	漁場における風速	10	m以上	漁場における視程	500	m未満			
漁場における波高	2	m以上												
漁場における風速	10	m以上												
漁場における視程	500	m未満												